

「9条改定反対」の署名運動にご協力を！

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「憲法を変えるのは当たり前」というムードが、一部政党やメディアによってつくられています。わたしたちは、このキャンペーンに対抗して、憲法改定を議論するには、憲法とは「どんな目的で、どんな内容」を定めた法であるのかを理解することが何よりも大切と考え、学習会と講演会を催しています。

2005年の憲法記念日を期して、憲法9条の改定に反対する署名運動もはじめました。

2007年にも予想される憲法改定「国民投票」に向けて、市原市民の過半数の署名を集め、市原市民の「9条改定反対」の意向を、衆議院議長・参議院議長に伝えたいと思います。

日本国憲法は「国民」が制定しました。憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を基本原理として掲げ、これを実現するために国政を運営することを、国会議員などの権力担当者に命じた法です。憲法を守るべきは権力担当者です。彼らにわれわれの人権を実現せよと命じているのですから、たくさんの人権が掲げられているのは当然なのです。権力担当者が「国民が定めた」憲法を尊重し擁護する義務を負っているのです。

憲法の土台は平和主義です。その理念を具体化した憲法9条は存在価値を保っています。

原点はすべての戦争放棄、戦力不保持でした。それが 自衛のための必要最小限度の実力をもち(自衛隊)、他国から日本への侵略があればこれに対して自衛し(武力攻撃事態対処)、戦争終了後の武力行使を目的としないPKOに参加し(カンボジアなど)、武力行使中の米軍にその活動と一体化しない後方支援を行い(周辺事態やインド洋)、戦場内の非戦闘地域での復興支援活動、さらには武力行使を目的とする多国籍軍への参加へと進んでしまいました(イラク)。

ここまで踏みじられながらも、憲法9条はまだ踏みとどまっています。「海外での武力行使は許されない」という歯止めが残っています。これがなければ、朝鮮半島で、ベトナムで、そしてイラクで、自衛隊は武力行使(戦闘)に参加していたことでしょう。

だから、海外での武力行使を可能にするために集団的自衛権の行使を解禁すること、そのために憲法9条を変えること。これこそが憲法改定の眼目です。憲法9条を変えてまで先制武力攻撃を辞さない米軍と共同行動をすることが、加害者でも被害者でもあった日本のとるべき道でしょうか。軍事力で平和は築けるのでしょうか。テロは防げるのでしょうか。答えは明らかです。

いま、世界のNGOは憲法9条に注目し、これを広めようとしています。「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会にとって、憲法9条は進むべき道を示しているからです。アジアに基盤をおき、軍事力に頼らず、NGOをも含めた国際協力こそ、日本の進むべき道ではないでしょうか。

憲法9条の改悪を阻止するために署名をお願いします。そして、この運動にご参加ください。署名運動にご参加いただける方は、下記までご連絡ください。

* この活動により集められた個人情報情報は慎重に管理し、目的外の使用はいたしません。

2005年6月1日

呼びかけ人(あいうえお順)

飯高 和子(書道家)

石川 浩徳(日蓮宗福増山本念寺住職)

大木みつ子(医療法人社団博瞳会常任理事)

齋藤 和夫(大学講師)

中村 美彦(市原地区労議長)

林 政子(市原平和のつどい・代表)

原島 義治(劇作家)

松下 佳紀(画家)

守川 幸男(弁護士)

山川 建夫(元フジTVアナウンサー)



【連絡先】憲法を守ろう・市原市民連絡会

(9条の会いちばら)

市原地区労気付 TEL/FAX 0436-21-5473

〒290-0056 市原市五井1340-2

MAIL i-chikurou@point.ne.jp

衆議院議長 様
参議院議長 様

わたしたちは

憲法 9 条を変えることに反対します！

日本国憲法 第 9 条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第二次世界大戦において、わたしたちは加害者にも被害者にもなりました。このことがきっかけで、平和憲法を手にしたわたしたちは、これを受け入れ、二度と戦争を起こさないと誓い、戦争に直接巻き込まれることなく過ごして来ました。

そしていま、世界の NGO は日本国憲法第 9 条に注目し、これを広めようとしています。「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会」にとって、第 9 条は進むべき道を示しているからです。

そんなときに、第 9 条を変えてしまってよいのでしょうか。アメリカに追従して「海外で武力行使をする国」になってしまってよいのでしょうか。平和憲法をもつ日本だからこそ、アジア諸国との友好を基礎とし、軍事力に頼らない国際協力の道を追及すべきだと思います。

わたしたちは、憲法 9 条の改悪に反対します。

氏 名	住 所



【取り扱い団体】

憲法を守ろう・市原市民連絡会

(9条の会 いちはら)

市原地区労気付 TEL/FAX 0436-21-5473

〒290-0056

市原市五井 1 3 4 0 - 2

MAIL

i-chikurou@point.ne.jp